平成２８年（フ）第３４５号
新潟市江南区横越中央４丁目１番26号
債務者　物井　輝光
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月10日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０２号
兵庫県西宮市大社町３番８―804号
債務者　上野山泰規
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　大樹
4　破産債権の届出期間　平成28年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月26日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２５８号
兵庫県川西市湯山台１丁目10番地の８
債務者　重政　孝明
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３５０１号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目５番11号
パシフィック高井田本通301
債務者　矢倉　大輝
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０２号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目５番11号
パシフィック高井田本通301
債務者　矢倉　美和（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８７号
大阪市西区南堀江２丁目５番Ｂ―202号
債務者　堀本　　浩
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８９号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ35―104号
債務者　中村　恭子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６００号
大阪府東大阪市南荘町12番29号
債務者　田邉　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１７号
大阪市旭区中宮１丁目１番７号　岩田方
債務者　山本　由希
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２７号
大阪府豊中市小曽根１丁目１番９―206号、前住所千葉県柏市南柏１丁目７番18―304号
債務者　岡本　　健
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７００号
大阪市平野区加美南１丁目８番15―302号、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番２―303号
債務者　江藤　和典
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５９号
大阪府羽曳野市島泉１丁目22番15号
債務者　森川　暁美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０２５号
大阪府門真市打越町15番10号　ホワイトハイツ102号
債務者　中越　　綾
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４５号
大阪府茨木市三島丘２丁目12番27号
債務者　山形　　徹
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６４号
大阪府東大阪市出雲井本町６番15号　大宝枚岡　311号
債務者　宮永　秀策
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７３号
大阪市城東区森之宮２丁目４番32―807号
債務者　松野　京子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部